

飲食店を経営している方へ

『禁煙推進店』に参加してみませんか？

山梨県は、県民の健康づくりを進めるため、受動喫煙を防ぐ取り組みをしています。

平成16年から「禁煙・分煙認定施設」を募集し、ホームページなどで公表しているところですが、さらに平成23年4月から時間帯禁煙や特定日禁煙を行っている飲食店を対象に、「禁煙推進店」を募集しています。

1 参加の基準

① 時間帯禁煙

- ・ランチタイムを含む2時間以上、屋内禁煙の時間帯を設けている。
- ・禁煙時間帯は、店舗内に灰皿を置いていない。
- ・店内に時間帯禁煙の導入をしていることの表示がある。

② 特定日終日禁煙

- ・土日・休日など特定日を定め、終日屋内禁煙としている。
- ・終日禁煙日は、店舗内に灰皿を置いていない。
- ・店内に終日禁煙日を導入していることの表示がある。

2 申し込み

施設の所在地を管轄する保健所が窓口です。申込用紙（別紙様式8）に必要事項を記入して提出して下さい。

保健所名	住所	連絡先
中北保健福祉事務所（中北保健所）	甲府市太田町 9-1	055-237-1380
中北保健福祉事務所峡北支所	韮崎市本町 4-2-4	0551-23-3073
峡東保健福祉事務所（峡東保健所）	山梨市下井尻 126-1	0553-20-2753
峡南保健福祉事務所（峡南保健所）	南巨摩郡富士川町鵜沢 771-2	0556-22-8155
富士・東部保健福祉事務所（富士・東部保健所）	富士吉田市上吉田 1-2-5	0555-24-9034

3 ポスターの交付

保健所では、禁煙の時間帯、特定日などを記入したポスターを即日配布しますので、店内に掲示してください。

4 その他

禁煙推進店の申し込みをした飲食店のうち、公表してもよい場合は、県のホームページに掲載します。

【お問い合わせ先】山梨県健康増進課 055-223-1493

